一、争議発生ノ場所　府下三河島町大字三河島二九〇九

一、事業主側

名称　三河島館

代表者　館野三代吉

資本金　一千円

事業　活動写真興行

企業系統　ナシ

使用労働者　十五名（男十名）

三、労働者側

争議参加者　五名（説明者、技手、楽士）

應援労働組合　ナシ

争議参加者中組合加入者　ナシ

四、争議発生ノ時　昭和八年一月三十日

五、争議発生ノ原因

経営困難ノ為メ従業員ノ賃銀支払ニ窮シ一月分ノ給料ヲ二月分ヨリ支払フ可ク協議シ一同ノ諒解ヲ得ントシタルモ従業員ハ之ヲ肯セス決議文ヲ提出シタルニ依ル

六、要求事項並ニ其ノ状況

(イ)一月三十日午前十時従業員（説明者）河辺静美外四名ハ別記決議文ヲ作成シ興行人館野三代吉ニ手交シ直ニ回答ヲ求メタルモ仝人ハ管理人ト協議ノ上回答スヘシトテ即答ヲ避ケタル為メ然ラハ十円以上ヲ支給セヨト詰問シタルニ之ヲ拒絶セラルルヤ河辺等ハ此ノ事件解決スル迄就業セストテ称シ活動写真器ノ「レンズ」ヲ持チ退出セリ

(ロ)斯クテ翌三十一日午前十一時頃従業員河辺静美ヨリ館野興行主ニ対シ会見ヲ申込ミタルヲ以テ西沢営業主任ヲ同道シ午後零時三十分頃下谷区龍泉寺町木村方ヲ訪問罷業者河辺外四名ト会見シ種々折衝ノ結果興行主館野ヨリ即金五十円